

令和7年度ふくしま医師移住定住促進事業 委託公募型企画プロポーザル実施要領

1 業務の目的

県外からの医師移住・定住促進のため、全国の医師へ県内での就業の魅力等をアプローチをすることで、県が運営している「ドクターバンクふくしま」のマッチング向上を図り、医師確保を目指す。

2 事業内容

- (1) 対象事業
令和7年度ふくしま医師移住定住促進事業
- (2) 業務内容
別紙「令和7年度ふくしま医師移住定住促進事業」委託に関する仕様書のとおり。
- (3) 委託業務期間
委託契約締結の日から令和8年3月31日(火)までの期間
- (4) 委託費の上限
15,000,000円（消費税及び地方消費税込み）

3 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 本業務に類似する業務を実施した実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生法手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）ではないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げるものではないこと。
 - ア 役員等（提出者は個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (5) 県税を滞納している者でないこと。

(6) 消費税又は地方消費税を滞納している者ではないこと。

4 主なスケジュール

項目	日程
公募開始	令和7年 4月10日(木)
質問受付	令和7年 4月18日(金) 17時まで(必着)
質問回答	令和7年 4月23日(水)
プロポーザル参加表明	令和7年 4月25日(金) 17時まで(必着)
企画提案書提出	令和7年 5月 9日(金) 17時まで(必着)
書類審査(1次審査)	令和7年 5月12日(月)～14日(水)
書類審査結果通知	令和7年 5月16日(金)
ヒアリング審査(2次審査)	令和7年 5月22日(木)
審査結果通知	令和7年 5月23日(金)以降
契約締結	令和7年 5月23日(金)以降

5 実施要領等の入手方法

実施要領及び質問書等の様式については、福島県保健福祉部医療人材対策室(以下、「医療人材対策室」という。)のホームページからダウンロードして入手すること。

なお、医療人材対策室の窓口又は郵送等での配布は行いません。

6 質問等の受付

質問については、以下により受け付けます。

(1) 受付期間

令和7年4月10日(木)から4月18日(金) 17時まで(必着)

(2) 提出方法

質問書(第1号様式)により、医療人材対策室宛に電子メールで提出してください。

なお、送信件名は『【質問】ふくしま医師移住定住促進事業』とし、事前に送付する旨を電話にてお知らせください。なお、電話による質問の受付は行いません。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、医療人材対策室のホームページに掲載します。(個別の回答は行いません。)

なお、質問に対する回答については令和7年4月23日(水)までに行います。

7 参加表明書の提出

参加表明については、以下により受け付けます。プロポーザルに参加する意思のある者は、参加表明書(第2号様式)を提出してください。

なお、この提出がない者の企画提案は受け付けません。

(1) 提出期限

令和7年4月25日(金) 17時まで(必着)

(2) 提出方法

参加表明書(第2号様式)により、医療人材対策室に電子メールにより提出してください。送信件名は『【参加表明書】ふくしま医師移住定住促進事業』とし、電子メール送付後、電話にて送付した旨お知らせください。

(3) 提出先

「14 問合せ先及び提出先」のとおり

8 企画提案書等の提出

企画提案書については、以下により受付ます。プロポーザルに参加する意思のある者は、「7 参加表明書の提出」による手続きを行った上で、企画提案書等を提出してください。

(1) 提出期限

令和7年5月9日（金）17時まで（必着）

(2) 提出方法

郵送または持参とします。

※提出期限までに到着しない場合、特に瑕疵を伴わない事情を除き、受け付けません。

(3) 企画提案書等

- ア 企画提案書及び工程表（様式任意。ただし、日本産業規格A4版とする。）
なお、その枚数は表紙を除き15ページ以内にする。
- イ 事業経費積算書（様式任意。ただし、日本産業規格A4判とする。）
- ウ その他企画提案を説明するのに必要な書類
- エ 会社概要（第3号様式）
- オ 業務実施体制書（第4号様式）
- カ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（第5号様式）

(4) 提出部数

ア～オ 7部（正本1部、副本6部）／カ 1部（正本1部）

(5) 企画提案書の内容

企画提案書は仕様書に基づき、次の事項に注意して作成してください。

- ア 仕様書に記載している業務が、円滑かつ着実に遂行できる具体的な提案を行うこと。
- イ 各業務をどのように連携して実施するかについて具体的に提案すること。
- ウ 仕様書に定める業務のほか、予算内において実施できる効果的な独自提案をすること。

9 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 企画提案書の失格又は無効となる場合

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

- ア 募集要領等で示す条件に違反した企画提案書
- イ 虚偽の内容が記載されている企画提案書
- ウ 審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書

(2) 複数提案及び再提出の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出及び再提出を行うことはできません。

(3) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出してください。

(4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とします。

(5) その他

- ア 参加表明書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。
- イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。
- ウ 提出された企画提案書等は、返却しません。
- エ 提出後における企画提案書等の内容変更、差替え又は再提出は認めません。
- オ 提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となります。

10 プロポーザルの審査に関する事項

業務委託予定者の選定は、別途設置する「プロポーザル審査委員会」（以下、審査委員会という。）が行います。審査委員会は、提案書等を総合的に評価し業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定します。

（１）書面審査（１次審査）

提出のあった企画提案書等について書面審査を行い、２次審査の対象者（上位３者程度）を選定する。

（２）ヒアリング審査（２次審査）

１次審査で選定された対象者にヒアリングを行い、本業務に最も優れた提案者を選定する。

ア 開催日時

令和７年５月２２日（木）予定

イ 形式

対面形式

ウ 方法

- ・出席者は１社３名以内とします。
- ・内容は、企画提案書等の説明、審査委員からの質疑とします。
- ・説明時間は１５分、質疑時間は１０分、計２５分程度の予定です。

エ その他

実施時間詳細や場所は、１次審査結果通知時に２次審査対象者へ別途連絡します。

11 審査基準等

（１）審査基準

以下の項目等により、企画提案資料を総合的に評価して選定します。

審査項目		評価の視点	配点	倍率
業務遂行能力等			25点	
	業務体制	・業務を実施する上で十分な体制であるか	10点	2倍
	スケジュール	・円滑かつ効果的に実施できるスケジュールであるか	10点	2倍
	業務実績	・本業務と類似の業務の受注実績があるか	5点	1倍
企画提案内容			75点	
	実施方針（業務理解）	・本事業の目的や業務内容を理解しているか。	15点	3倍
	企画提案（企画性①）	・首都圏等の医師へ対するアプローチ方法が工夫されているか。	20点	4倍
	企画提案（企画性②）	・医師の成約数向上につながる取組であるか。	30点	6倍
	事務経費	・業務経費は適正であるか。	10点	2倍
合計			100点	

（２）評価方法

審査項目毎に右記の評価基準による評価を行い、点数に各項目の倍率を乗じて評価点を付します。

点数	評価
5	優れている
4	やや優れている
3	普通
2	やや劣る
1	劣る

(3) 業務委託予定者の選定方法

各審査委員の合計得点が最も上位の者を業務委託予定者（単独随意契約の予定者）とします。なお、プロポーザル参加者が1者の場合、全審査委員の合計得点の平均が6割以上であることを条件とします。

12 審査に関する通知等

(1) 審査の結果は、プロポーザル参加者全員に電子メール等により通知します。

(2) 選定されなかった者は、その通知の日の翌日から起算して2週間以内に審査結果開示請求書（第6号様式）により選定されなかった理由の説明を求めることができます。

ただし、書類審査（1次審査）は対象外とします。

(3) 上記（2）に係る回答は、書面が到達した日から起算して10日以内に行います。

なお、回答の内容は「請求者及び選定された業務委託予定者の企業名とそれぞれの審査時の総得点」とします。

13 契約の締結等

(1) 仕様書の協議等

業務委託予定者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結します。

仕様書の内容は業務委託予定者が提案した内容を基本としますが、提案内容のとおり反映されない場合もあります。

また、契約後の企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は、契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とする場合があります。

(2) 契約金額の決定

協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定します。

なお、見積金額は上限価格を超えないものとします。

(3) その他

業務委託予定者と県との間で行う協議が整わない場合、又は業務委託予定者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった参加者と協議します。

14 問合せ先及び提出先

〒960-8670 福島市杉妻町 2-16

福島県保健福祉部医療人材対策室（担当 寺山）

電話：024-521-7881

E-mail：rmsc@pref.fukushima.lg.jp